

## 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日立高寿園の理事・監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員、苦情処理委員会委員、入所判定委員会委員（以下「理事等」という。）の報酬等についての報酬等について定めるものである。

### (報酬等の額)

第2条 理事等が「会議又は研修等に出席したときは、別表「理事・監事及び評議員並びに各種委員等に係る報酬及び費用弁償等の支払基準表」により支払うものとする。

- 2 理事長には、職員の賞与（期末勤勉手当）支給基準の範囲内で賞与を支給することができる。
- 3 施設の職員が兼務する理事等については、第1項に規定する基準表は適用しない。

### (改 正)

第3条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

### 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。